

個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令について（概要）

令和 6 年 5 月
総務省自治行政局

1. 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 65 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号利用法」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的法」という。）の一部改正に伴う命令の制定を行うものである。

2. 改正内容

（1）個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令

番号利用法等の一部改正法により改正される番号利用法第 16 条の 2 第 3 項の規定により、個人番号カードを引き渡すことができる領事官等について定める必要があることから、必要な事項を定める。

（2）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令

番号利用法等の一部改正法により改正される公的法第 3 条の 2 第 5 項、第 48 条第 1 項及び第 62 条の規定により、電子証明書の発行の申請を受けすることができる領事官等について定める必要があることから、必要な事項を定める。

3. 施行期日

令和 6 年 5 月 27 日